

# 弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会

## 1. 第9期計画の具体的な施策について

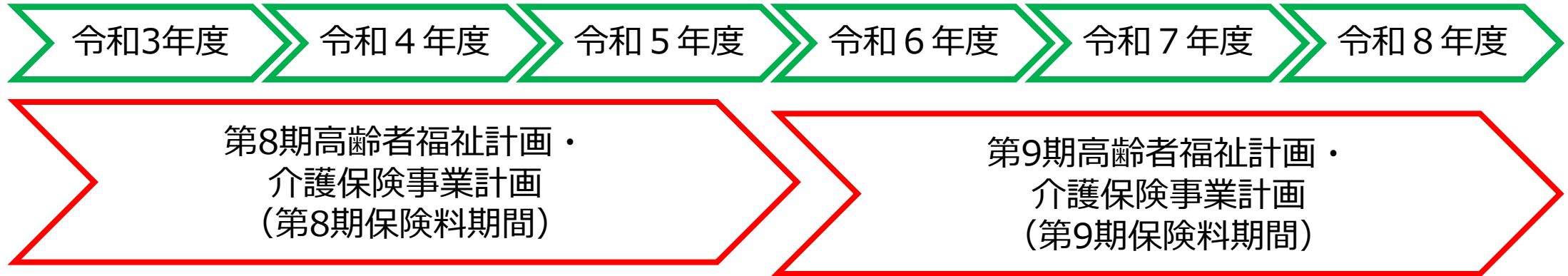
# 第9期計画について（概要）

## ○高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

- ・高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。（老人福祉法第20条の8第7項）
- ・介護保険事業計画は、高齢者福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。（介護保険法第117条第6項）

## ○弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間

- ・市町村は（国の）基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を定めるものとする。（介護保険法第117条第1項）
- ・保険料は、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならない。（介護保険法第129条第3項）



## ○計画で定める内容

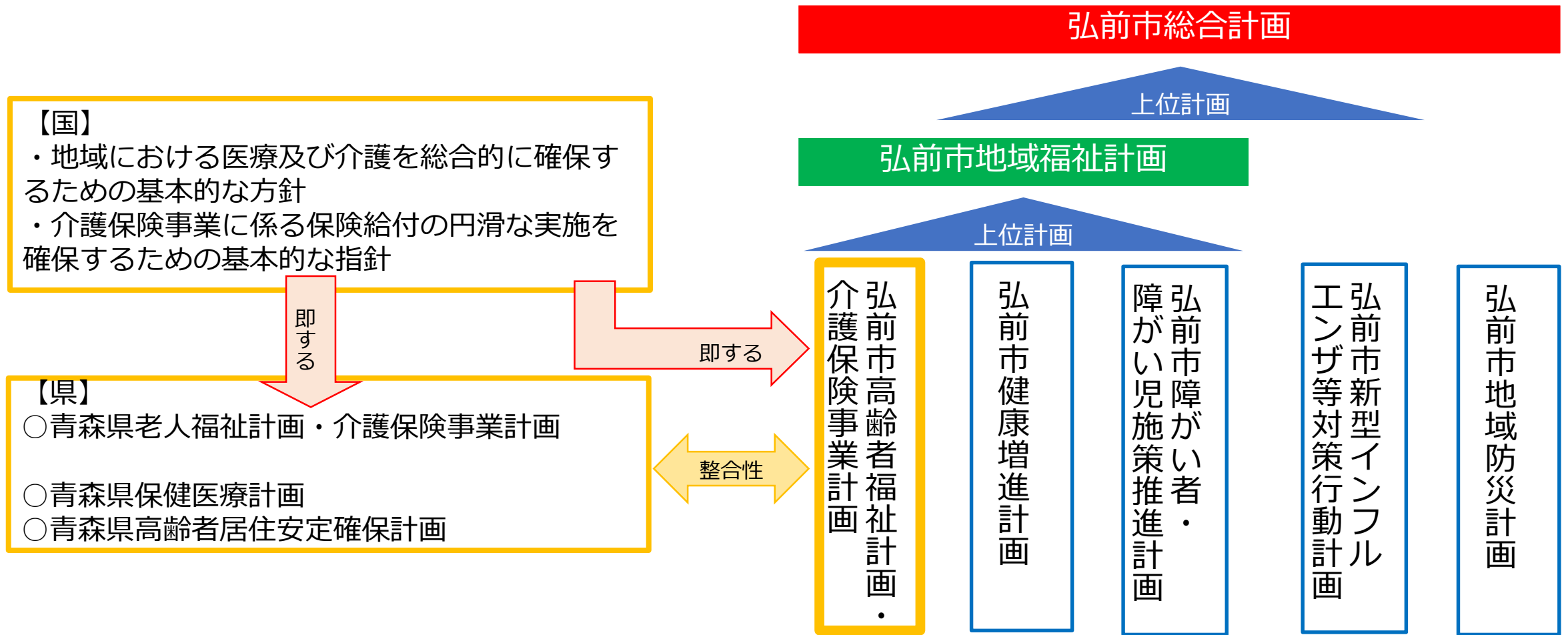
### 老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- ・老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関すること
- ・確保すべき老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の量の目標
- ・事業の量の確保のための方策に関する事項等

### 介護保険事業計画（介護保険法第11条）

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における必要定数総数（区域毎） ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・介護予防・重度化防止等の取組み内容及び目標
- ・介護保険料の設定

# 第9期計画について（位置づけ）



本計画は介護保険法第116条による「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的方針」、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、青森県が策定する「青森県老人福祉計画・介護保険事業計画」「青森県保健医療計画」、「青森県高齢者居住安定確保計画」との整合性を確保して策定します。

また、本計画は当市の市政運営の基本を示す「弘前市総合計画」における高齢者福祉に係る分野別計画の役割を担うものであり整合性を図るとともに、本市の地域福祉分野を推進するための基本計画である「弘前市地域福祉計画」や、「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」「弘前市健康増進計画」といった本市の福祉・保健分野の関連計画との調和を保った計画として策定します。

さらに、近年の台風や豪雨等による風水害への対応、令和2年春以降に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策の重要性を踏まえ、「弘前市地域防災計画」「弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和を保った計画として策定します。

# 第9期計画について（位置づけ）

策定主体	計画	計画期間	他計画との関係	計画の内容
市	弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 関連する法律：老人福祉法、介護保険法	R6～R8		高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ちながら生き生きと自立した社会生活を安心して送れるまちの実現に向けて策定する、高齢者施策に関する総合的な計画
県	あおり高齢者すこやか自立プラン2021 関連する法律：老人福祉法、介護保険法	R6～R8	整合	「青森県型地域共生社会」の実現に向けて、高齢者福祉及び介護保険分野における施策の基本方針
県	青森県保健医療計画 関連する法律：医療法	R6～R11	整合	がんや脳卒中など健康の保持にとって、特に重要な疾病や救急医療、災害時における医療などの医療連携体制及び治療・予防に関する事業、また、基準病床数、医療従事者の確保などに関する事項を定めるもので、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための基本計画
県	青森県高齢者居住安定確保計画 関連する法律：高齢者住まい法	R3～R8	整合	住宅施策と福祉施策が連携して高齢者の居住の安定確保に取り組み、その施策を明確にすることにより、高齢者の多様なニーズにかなった住居やサービスを確保できるような確に対応するとともに、高齢者が地域とのつながりをもって安全に安心して生活できる住環境を形成することを目的に策定する計画
市	弘前市総合計画	H31～R8	整合	人口減少、少子高齢化が進展する2040年頃を見据えた、まちづくりの基本方針や計画期間内に取り組むべき具体的な施策を定める、地域づくりの最上位計画
市	弘前市地域福祉計画 関連する法律：社会福祉法	R5～R8	調和	地域共生社会の実現に向け、地域福祉を総合的、一体的に推進するために策定する計画
市	弘前市障がい者・障がい児施策推進計画 関連する法律：障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法	R3～R8	調和	障がい者施策の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき障がい福祉サービス等の目標値を明らかにする計画
市	弘前市健康増進計画 関連する法律：健康増進法	R6～R11	調和	健康増進に向けた総合的な対策をさらに推進し、市民の健康寿命延伸を目指すために策定する計画
市	弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画 関連する法律：新型インフルエンザ等対策特別措置法	R2～	調和	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置等を示す計画
市	弘前市地域防災計画 関連する法律：災害対策基本法	R元(修正) ～	調和	本市の地域における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に関して必要な体制を確立するとともに、市民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を行うことを目的に策定する計画

# 第9期計画について（基本目標と施策体系）

## 第8期 基本目標

高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ちながら生き生きと自立した社会生活を安心して送れるまち

## 第8期の施策体系

1. 介護予防と自立支援介護の推進
2. 地域包括ケアの推進
3. 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進
4. 認知症対策の推進
5. 在宅福祉サービスの充実
6. 施設福祉サービスの充実（介護施設外）
7. 介護保険事業の円滑な運営
8. その他高齢者への支援

施策の整理・再構築  
各施策に位置付ける事務事業の再編

## 第9期 基本目標 (案)

高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ち、自立と尊厳を保ちながら、健康で安心して社会生活を送れるまち

## 第9期の施策体系

1. 介護予防、自立支援介護、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
2. 地域包括ケアの推進
3. 安心・安全な地域づくり
4. 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進
5. 介護サービスの円滑な提供（住み慣れた地域で安心して生活を送るために）

# 第9期計画について（施策体系）

## 第8期の施策体系

1. 介護予防と自立支援介護の推進

2. 地域包括ケアの推進

3. 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

4. 認知症対策の推進

5. 在宅福祉サービスの推進

6. 施設福祉サービスの充実  
(介護施設以外)

7. 介護保険事業の円滑な運営

8. その他高齢者への支援

## 第9期の施策体系

1. 介護予防、自立支援介護、健康づくりの推進

2. 地域包括ケアの推進・深化

3. 安心・安全な地域づくり

4. 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

5. 介護サービスの円滑な提供  
(住み慣れた地域で安心して生活を送るために)

# 第9期計画について（基本施策と分野別施策）

## 基本施策

## 分野別施策

基本目標を実現するための施策体系

1. 介護予防、自立支援介護、健康づくりの推進



○介護予防の推進

○健康づくりの推進

○高齢者の居場所づくりの推進

○自立支援介護の推進

2. 地域包括ケアの推進・深化



○地域包括支援センターの運営

○認知症対策の推進

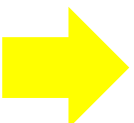
○在宅医療・介護の連携推進

○虐待防止、虐待への適切な支援体制の整備

○地域ケア会議の推進

○成年後見制度・権利擁護の推進

3. 安心・安全な地域づくり



○高齢者の見守り体制の整備

○高齢者の暮らしの場の確保

○生活支援の充実

○災害対策

○消費者被害の防止へ向けた取組み

4. 高齢者の社会参加・生きがいの推進



○老人クラブへの支援

○敬老事業への支援

○健康・生きがいの推進

○老人福祉センター等の設置

○高齢者への就労支援

○生涯学習の推進

○高齢者ボランティア等の活動支援、連携推進

5. 介護サービスの円滑な提供



○介護サービスの充実

○介護サービス相談体制の強化

○介護給付費適正化の推進

○介護人材の確保の推進

○感染症対策

## 1. 介護予防、自立支援介護、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

### 【現状】

- ・令和5年3月末時点で介護認定を受けている高齢者は10,010人で認定率は18.4%であり、年々ゆるやかに減少している。
- ・高齢者人口は54,261人となり今後緩やかに減少に向かうと推計されている。
- ・後期高齢者の割合は53.4%と年々増加、今後も2035年頃までは増加が見込まれている。
- ・ニーズ調査によると、介護が必要となった理由として、高齢による衰弱が最多の28.0%「骨折・転倒」が17.2%となっている。
- ・ニーズ調査によると、運動器の機能低下リスクに該当が16.6%となっている。
- ・ニーズ調査によると、閉じこもりのリスクに該当する週1回以下の外出頻度の方が24.8%と、前回調査より2.9ポイント増加している。
- ・ニーズ調査によると、「うつ」のリスクに該当するが46.9%となっている。
- ・上記調査結果から要介護となるリスクの高い高齢者が相当程度存在している。

### 【課題】

- ・加齢に伴い、心身機能が低下した状態であるフレイルとなるリスクが高い高齢者の増加が懸念される。
- ・全国平均と比べて低い平均寿命であることから、生活習慣病の予防など健康寿命の延伸に向けた取組の更なる推進が必要。
- ・できるだけ高齢者が健康で要介護状態にならない、または遅らせるような取組の更なる推進が必要。



## 1. 介護予防、自立支援介護、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

### ○ 介護予防の推進

要支援者や事業対象者の自立支援を図る目的として介護予防・日常生活支援総合事業を実施し訪問介護相当サービスや通所介護相当サービスなどにより自立支援を推進、高齢者介護予防運動教室や健康講座などによる介護予防普及啓発事業やふれあいの居場所などの運営団体へリハビリ専門職の関与による介護予防の機能強化を図る地域リハビリテーション活動支援事業等を通じて介護予防に努めていきます。

### ○ 健康づくりの推進

高齢者介護予防運動教室や各体育施設によるスポーツ教室を通じて高齢者の体力増進を図るとともに、健康講座や在宅患者訪問歯科診療事業、生活習慣病の予防に取り組む高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業等を通じた健康保持や介護予防の啓発に努めていきます。

### ○ 高齢者の居場所づくりの推進

地域の公民館や集会所、個人宅を利用し、人々の交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することによって、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。

### ○ 自立支援介護の推進

一般高齢者が要介護状態にならない、または遅らせるようにすること及び、要介護認定を受けた人の介護度の改善や重度化予防を目的とした取り組みである自立支援介護として、認知症の重度化予防や症状の改善を目指す「認知症あんしん生活実践塾」の開催や、「弘前市パワーリハビリテーション推進協議会」が行う事業者間の知識や技術の共有によるスキルアップ他効果の検証へ支援を行うなどして推進をはかります。

## 2. 地域包括ケアの推進・深化

### 【現状】

- ・高齢化率が令和5年2月1日で33.11%と前年比で0.35ポイント増加している。また、県平均は34.38%である。
- ・ニーズ調査によると、自分や家族に「認知症」の症状があったとした割合は11.3%
- ・ニーズ調査によると、認知症に関する相談窓口を知っている割合は23.0%
- ・ニーズ踏査によると、地域包括支援センターを知っている割合は54.3%
- ・ニーズ踏査によると、地域で暮らし続けていくために必要なサービスは「見守り・声掛け」が最多の43.2%
- ・ニーズ調査によると、数日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人が誰もいない割合が7.7%
- ・津軽圏域における病院とケアマネジャーの入退院調整ルールの手引きは一定程度活用されている。（ルールの順守率99.6%）
- ・認知症サポーター受講者数は累積13,135人となっている。（令和4年度末現在）

### 【課題】

- ・地域包括支援センターのより一層の周知と体制強化。
- ・認知症に対する正しい知識の更なる普及・啓発。
- ・認知症を出来るだけ早期に発見し、適切な医療や介護サービスに繋ぐ体制。
- ・認知症やそれを支える家族が地域の人や専門家と理解し合える環境づくり。
- ・自宅で最期を迎えたい高齢者に必要な医療と介護の連携体制の充実。
- ・「地域ケア個別会議」などで出された高齢者個人の問題解決から見えてくる、地域課題への対応。
- ・判断能力が不十分となった高齢者を法的に支援する「成年後見制度」相談窓口の一層の周知。

## 2. 地域包括ケアの推進・深化

### ○ 地域包括支援センターの運営強化

地域包括支援センターは、住民の健康の保持及び生活の安定に必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントなどの業務を行っており、複雑多様化する相談に対応できるようその体制強化を図っていきます。

### ○ 認知症対策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って地域で暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるように、引き続き「認知症サポーター」を養成に努めていきます。

認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための地域づくりの一つとして「ただいまサポート事業」を展開し、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応を図り自立生活のサポートを行う「初期集中支援チーム」の活動を推進していきます。

認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合う「認知症カフェ」の設置や、「家族の集い」の取組みを推進。

## 2. 地域包括ケアの推進・深化

### ○ 虐待防止、虐待への適切な支援体制の整備

配偶者や親族などの養護者等による身体的、精神的、経済的虐待から高齢者の安全を確保するために「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、虐待の早期発見や早期対応、関係機関との連携を図り支援を行います。

### ○ 在宅医療・介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療機関と介護事業者等の関係者の連携を図ることを目的として弘前市医師会へ委託し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、在宅医療・介護事業所との連携に関する相談支援、住民への普及啓発、医療・介護関係者の研修等を行っており、更なる連携強化に努めていきます。

### ○ 地域ケア会議の推進

高齢者個人の抱える課題解決のため、医療や介護等の専門職や民生委員等が集まり支援の充実に向けた検討を行う「地域ケア個別会議」と、課題解決の中で見えてきた地域課題を、多職種や地域の住民等が集まり地域づくりにつなげるための検討を行う「地域ケア推進会議」を開催していきます。

### ○ 成年後見制度・権利擁護の推進

判断能力が不十分となった高齢者を法的に支援する「成年後見制度」の利用をはじめとする権利擁護は図るため、弘前圏域権利擁護支援センターを設置し相談支援・制度周知を図るとともに、利用が増加している成年後見人等を確保するため市民後見人の育成を進めていきます。

## 3. 安心・安全な地域づくり

### 【現状】

- ・ニーズ調査によると、「ひとり暮らし」「夫婦二人暮らし」の割合は52.5%で前回の調査から変化はしていない。
- ・ニーズ調査によると、住まいを「持ち家」と答えた割合は、87.9%で前回より2.9ポイント増加している。
- ・高齢者が安心して入所できる介護保険以外の施設の設置状況

	施設数	定員・戸数
養護老人ホーム	2	190人
軽費老人ホーム	1	50人
ケアハウス	3	90人
生活支援ハウス	2	30人
有料老人ホーム	68	2,261戸
サービス付き高齢者向け住宅	27	598戸

- ・ニーズ調査によると地域で暮らし続けていくためのサービスや支援は、「見守り・声かけ」、「外出時の送迎」、「配食サービス」の順となっている。
- ・「緊急通報装置」等の利用者は184件。（令和4年度末現在）
- ・救急車が到着した際に備えて、持病や服薬内容など記載しておく「安心カード」の配布数は2,649件。（令和4年度末現在）
- ・「これからノート」（終活ノート）の配布は2,500部。（当初1,500部、追加で1,000部）

### 【課題】

- ・高齢者等の住宅確保要配慮者が、安心して借りられる賃貸住宅などの居住場所確保。
- ・携帯電話の普及によって、ますます増加している特殊詐欺などの消費者被害の防止。
- ・孤立しやすい世帯の見守り対策。
- ・災害発生時の支援体制の構築。

## 3. 安心・安全な地域づくり

### ○ 高齢者の見守り体制の整備

市民の日常生活に関わっている配食事業者や新聞配達事業所等と連携することで孤立死やそれに係る要因を早期発見する「安心安全見守りネットワーク事業」や、自分の体調に異変が起きた際にすぐに通報できる「緊急通報装置貸与事業」、認知症やその疑いのある高齢者が道に迷ったり、自宅がどこか分からなくなった際、早期に発見・保護できるようにする「ただいまサポート事業」を実施、支援していきます。

### ○ 高齢者の暮らしの場の確保

高齢者の多様なニーズにかなった住居の安定確保が今後必要となることから、ニーズにかなった住居やサービスの提供が行われるよう有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を周知するとともに、高齢者の住まいに不安を持たずに安心して利用できる住宅確保要配慮者向けの青森県あんしん賃貸支援事業の周知を図ります。

### ○ 生活支援の充実

地域に不足するサービスの開発やネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを、市全体レベルである第一層、日常生活圏域ごとの第二層として生活支援コーディネーターの配置を行い、今後も増加が見込まれる、高齢者のみの世帯に対する、地域住民の力を利用した生活支援等のサービスの充実を図ります。

### ○ 災害に対する備え

災害発生時に、もっとも被害を被りやすいのは、高齢者を含む要配慮者の方々です。特に、災害発生時の避難等に支援を要する「避難行動要支援者」へは、緊急時の避難支援や安否確認を行います。

また、介護施設において、利用者へのサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定、施設利用者が適切な避難行動がとれるようにするための避難確保計画の作成や避難訓練の実施や必要な物資の備蓄・設備の整備などについて適切な対応ができるよう、介護事業所等に対して情報提供・啓発に努めます。

### ○ 消費者被害の防止へ向けた取組み

近年、高齢者等の要配慮者を対象とした振込詐欺被害が生じていることから、市のHPなどを通じて未然防止へ向けた啓発を行っていきます。



## 4. 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

### 【現状】

- ・ニーズ調査によると、趣味がある高齢者の割合は66.9%
- ・ニーズ調査によると、生きがいのある高齢者の割合は58.1%
- ・ニーズ調査によると、地域活動への参加状況が前回調査より10ポイントほど低下している。
- ・ニーズ調査によると、収入のある仕事への週1回以上参加している割合は18.6%で前回調査より2.2ポイント増加している。
- ・ニーズ調査によると、地域づくり活動に参加意向を示している人の割合は10%、参加してもよいを含めると54.0%となっているが、町内会・自治会への活動に参加していない人の割合が60.6%となっている。
- ・ニーズ調査によると、前年と比べ外出頻度が減った割合が36.7%となっている。
- ・ニーズ調査によると、心配事や愚痴を聞いてくれる人はいないと答えた割合は、4.7%で前回と変わっていない。
- ・ニーズ調査によると、家族や知人以外で相談する相手は、「そのような人はいない」、「医師・歯科医師・看護師」、「包括支援センター・市役所」の順となっている。

### 【課題】

- ・老人クラブ数が減少し続けている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により敬老大会を実施しない地域もある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を含め外出機会が減った高齢者を趣味や生きがいつくりへの呼び込み。
- ・様々な活動に興味はあるが参加していない高齢者の掘り起こし。

## 4. 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

### ○ 老人クラブへの支援

高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的に、弘前市老人クラブ運営基準を満たす市内老人クラブが行う活動に対し補助金を交付し、老人クラブ活動へ支援していきます。

### ○ 敬老事業への支援

市民に高齢者の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促すため、弘前市社会福祉協議会が行う敬老事業に対し補助金を交付し支援していきます。

また、百歳到達者などの長寿者に対し、弘前市長寿者顕彰規程により顕彰を実施していきます。

### ○ 健康・生きがいつくりの推進

市の公共体育施設の指定管理者やスポーツ指導員による実施される運動教室や、冬期間の高齢者の健康保持や親睦を深め、生きがいつくりと健康づくりを推進するために開催されるラージボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボールの4大会を支援して健康・生きがいつくりを進めていきます。

### ○ 老人福祉センター等の設置

地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための生きがい教室やサークル活動の場を提供することで、高齢者が生きがいを持ちながら生活できる施設として老人福祉センター、生きがいセンターを設置し無料で利用できるよう支援しています。



## 4. 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

### ○ 高齢者への就労支援

65歳への定年延長、生産年齢人口の減少などにより、今後ますます高齢者が就労する機会が増えることが想定されるので、公益社団法人弘前市シルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かしながら、心身の健康とともに生きがいを持って働き、活躍することができる環境を確保していきます。

### ○ 生涯学習の推進

弘前市中央公民館や地区公民館等と連携を図り、女性教室や高齢者教室など多様な学習機会の提供を図ることで、高齢者の社会参加や生きがいつくりの推進に努めていきます。

### ○ 高齢者ボランティア等の活動の支援、連携推進

ひろさきボランティアセンターとの連携を図り、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かしながら、心身の健康とともに生きがいを持ってボランティアとして働き、活躍することができる環境を確保していきます。

## 5. 介護サービスの円滑な提供（住み慣れた地域で安心して生活を送るために）

### 【現状】

#### ・介護保険を利用する施設の設置状況

	施設数	定員	待機者数（重複有）
介護老人福祉施設（特養）	11	735	596
地域密着型介護老人福祉施設	1	29	0
介護老人保健施設（老健）	9	927	57
認知症対応型共同介護（グループホーム）	43	690	83

・一人当たりの介護保険給付額 312,717円（令和4年度版介護保険の実態による）※県平均313,106円

#### ・減災、防災対策・感染拡大防止対策の状況（令和3、4年度採択補助事業）

スプリンクラー整備施設	2施設
非常用電源装置の整備施設	6施設
老朽化対策としての大規模改修	3施設
感染拡大防止対策	9施設

・在宅介護実態調査によると、要介護4以上の高齢者がいる世帯で施設等の入所について検討していない割合は、「訪問系サービスのみ」利用世帯では40%、「訪問系を含むサービス組み合わせ」の世帯では83.3%、「通所系、短期系サービスのみのみ」の世帯では54.5%である。

### 【課題】

- ・通所サービスにおける新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による施設入所者への面会制限。
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅が比較的多いが、費用面の関係もあり特養の入所待機者が多い。
- ・住み慣れた地域で出来るだけ住み続ける目的で利用していただく複合型サービス（看多機）の設置が進んでいない。
- ・後期高齢者人口は2035年がピークとなる予想だが、二人に一人がなんらかのケアが必要となる85歳以上人口は2040年がピーク。
- ・地域包括支援センターからは、定期巡回型訪問介護看護等の充実が提案されている。

## 5. 介護サービスの円滑な提供（住み慣れた地域で安心して生活を送るために）

### ○ 介護サービスの充実

住み慣れた地域で尊厳を保ち、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう在宅生活サービスの充実を図るとともに、介護者の離職防止や地域包括ケアの推進の観点から地域密着型サービスの整備を図っていきます。

また、入所施設等の防災、減災対策への支援、感染症対策への支援を適切に行います。

### ○ 介護サービス相談体制の強化

介護サービス利用者等の疑問、不満や苦情等の解消を図り、介護サービスの質の向上やトラブルの未然防止をめざして実施している「介護サービス相談員派遣等事業」の実施を継続することで、よりよい介護サービスの提供に努めます。

### ○ 介護給付費適正化の推進

当市の高齢化率は、現在33.5%となり、今後も上昇が続く見込みです。介護保険制度の維持には本人の有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを効率的に活用することが必要です。利用者に対し真に必要なサービスを提供するために介護給付費適正化事業を引き続き実施します。

### ○ 介護人材の確保の促進

国・県・関係団体と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対して研修等に関する情報提供や介護事業所に対して介護職員処遇改善加算等の積極的な活用を働きかけます。また、介護従事者の定着・掘り起こしに係る人材確保対策について研究します。

### ○ 感染症対策

感染症発生時において利用者へのサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、研修や訓練の実施等について、介護事業所等への周知を図り、介護事業所等を安心・安全に利用できる体制づくりに努めるとともに、高齢者を含めた市民へ正しい知識を啓発するために広報等を活用し周知してまいります。

社会保障審議会 介護保険部会（第107回）	資料1-1
令和5年7月10日	

## 基本指針の構成について

# 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

## 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

## 見直しのポイント（案）

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の实情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進



# 第9期計画において記載を充実する事項（案）

- 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

## 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

## 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

# 基本指針の構成について

## 構成等の見直し案（第106回部会から追加した主な内容は赤字で記載）

※見直しの方針案のページ番号は資料1-2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

### 基本的事項

### 見直しの方針案

#### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

##### 一 地域包括ケアシステムの基本的理念

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

4 日常生活を支援する体制の整備

5 高齢者の住まいの安定的な確保

●医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。(P4)

※ 医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後4年以内に政令で定める日。

●高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。(P4)

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。(P6)

●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。(P6)

●特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。(P6)

●特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。(P6)

●かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。(P7)

※ かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月1日。

●PDCAサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等の重要性について追記。(P7)

●多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。(P7)

●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の確保の一体的な支援の重要性について追記。(P8)

# 基本指針の構成について

基本的事項	見直しの方針案
<p>二 2025年及び2040年を見据えた目標</p> <p>三 医療計画との整合性の確保</p> <p>四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p> <p>五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●「2025年及び2040年を見据えた目標」を「中長期的な目標」に修正。(P8) (中長期的な視点での介護サービス基盤の整備について記載。)</li><li>●計画の策定に当たり、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要である旨を記載。(P9)</li> <li>●医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。(P10)</li> <li>●増大するニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進める重要性について追記。(P11)</li><li>●地域包括支援センターの体制整備と併せて、総合相談支援機能の活用により、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要である旨を記載。また、重層的支援体制整備事業等により、他分野との連携促進を図っていくことが重要である旨を記載。(P11)</li> <li>■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。(P12)</li><li>●外国人介護人材の確保及び定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備の重要性について追記。(P12)</li><li>●生産性向上の推進に関する都道府県の責務が法令上明確化されることを記載。(P12)</li><li>●都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことが重要である旨を記載。(P12)</li><li>●ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について追記。(P13)</li><li>●地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携の推進について追記。(P13)</li><li>●居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴う、介護予防の推進について追記。(P13)</li><li>●ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。(P13)</li><li>●文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について記載。(P14)</li><li>●介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載。(P14)</li><li>●要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。(P14)</li></ul>



# 基本指針の構成について

## 基本的事項

## 見直しの方針案

### 六 介護に取り組む家族等への支援の充実

●ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進める重要性を追記。また、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて家族介護者を含めて支えていくための支援の重要性について追記。(P14・15)

### 七 認知症施策の推進

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開

●認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。(P15)  
●認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。(P15)  
●日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。(P16)

### 八 高齢者虐待の防止等

■項目名を「高齢者虐待防止対策の推進」に変更。(P16)  
●虐待防止対策についてPDCAサイクルを活用して取り組む重要性を追記。(P17)  
●「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることについて記載。(P17)  
●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。(P17)

### 〇 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進(新設)

■項目「介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進」を新設。(P18)  
●介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進の重要性について記載。(P18)

### 九 介護サービス情報の公表

●介護サービス情報公表制度について、財務状況を公表することの重要性について追記。(P19)

### 〇 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等(新設)

■項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設。(P19)  
●経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県・市町村の対応等について追記。(P19)

### 十 効果的・効率的な介護給付の推進

●介護給付費の地域差改善と給付適正化は一体として進めていくことが適当であることを追記。(P20)  
●都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行い、保険者を支援することが重要であることを追記。(P20)

### 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携

# 基本指針の構成について

## 基本的事項

## 見直しの方針案

### 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

- 国の役割として、地域包括ケアシステムの構築状況の点検に資するツールの提供を行うことを追記。(P22)
- 介護保険事業計画の策定等に活用できるよう、介護情報基盤の整備を進めることについて記載。(P22)

### 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用

- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めていく観点から、評価指標等の見直しとともに、評価を踏まえた取組内容の改善や更なる充実等に活用していくことの重要性について記載。(P23)

### 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

- 感染症法等の規定も踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携することが重要である旨追記。(P23)
- 業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。(P24)

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等の実態の把握	<p>■項目名を「要介護者等の実態の把握等」に変更。            ○中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記。【市(P25)・県(P67)】            ○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記。【市(P25)・県(P67)】</p>
(一)被保険者の現状と見込み		
(二)保険給付や地域支援事業の実績把握と分析		●介護情報基盤の活用について追記。【市(P26)】
(三)調査の実施		
(四)地域ケア会議等における課題の検討		
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	
(一)市町村関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携	
(二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	
(三)被保険者の意見の反映		
(四)都道府県との連携	4 市町村への支援	

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	5 2040年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更。【市(P30)・県(P70)】</li> <li>●2025年度の推計を削除。【市(P30)・県(P70)】</li> </ul>
(一)2025年度及び2040年度の推計	(一)2025年度及び2040年度の介護人材等の推計及び確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■項目名を「中長期的な推計」に変更。【市(P30)】</li> <li>○2040年度の推計を必須とする。【市(P30)】</li> <li>■項目名を「中長期的な介護人材等の推計及び確保」に変更。【県(P70)】</li> </ul>
(二)第8期の目標	(二)第8期の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>■項目名を「第9期の目標」に変更。</li> <li>○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記。</li> <li>【市(P31)・県(P71)】</li> </ul>
	(三)施設における生活環境の改善	○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年度を2030年度に更新。【県(P71)】
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記。【市(P31)】
6 日常生活圏域の設定	7 老人福祉圏域の設定	
7 他の計画との関係	8 他の計画との関係	
(一)市町村老人福祉計画との一体性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	
(二)市町村計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
	(三)医療計画との整合性	○医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。【県(P74)】
(三)市町村地域福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	
(四)市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(五)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
(五)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	(六)都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
(六)市町村障害福祉計画との調和	(七)都道府県障害福祉計画との調和	
	(八)都道府県医療費適正化計画との調和	○医療費適正化計画の見直し(医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供に関する目標等の追加)を踏まえた記載を追加。【 <a href="#">県</a> (P75)】
(七)市町村健康増進計画との調和	(九)都道府県健康増進計画との調和	
(八)生涯活躍のまち形成事業計画との調和	(十)都道府県住生活基本計画との調和	
(九)市町村地域防災計画との調和	(十一)都道府県地域防災計画との調和	
(十)市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	(十二)都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	
(十一)福祉人材確保指針を踏まえた取組	(十三)福祉人材確保指針を踏まえた取組	
(十二)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十四)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
(十三)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	(十五)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。【 <a href="#">市</a> (P37)・ <a href="#">県</a> (P77)】 ●認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。【 <a href="#">市</a> (P37)・ <a href="#">県</a> (P77)】
8 その他	9 その他	
(一)計画期間と作成の時期	(一)計画期間と作成の時期	○第9期計画に時点更新。【 <a href="#">市</a> (P37)・ <a href="#">県</a> (P77)】
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
<b>二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項</b>	<b>二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項</b>	
<b>1 日常生活圏域</b>	<b>1 老人福祉圏域</b>	
<b>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</b>	<b>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</b>	<p>○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。 【市(P38)】</p> <p>○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。 【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記。【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記。 【市(P39)・県(P79)】</p> <p>○混合型特定施設入居者生活介護に係る推定入居定員の算出について、柔軟に設定可能である旨を追記。【県(P79)】</p> <p>○療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除。 【市(P40)・県(P80)】</p> <p>○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。【市(P40)・県(P80)】</p>
(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
<b>3 各年度における地域支援事業の量の見込み</b>		
(一)総合事業の量の見込み		<p>○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市(P42)】</p> <p>○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市(P42)】</p>

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み		○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市(P42)】
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	(一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	<p>○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示。【市(P44)】</p> <p>●市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることについて追記。【市(P44)・県(P82)】</p> <p>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載。【市(P44)】</p> <p>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設けることについて記載。【県(P81)】</p>
(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定	(二) 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	<p>○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記。【市(P45)・県(P82)】</p> <p>○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記。【市(P45)】</p> <p>○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて市町村と議論を行い、国保連合会と連携し、市町村の実情に応じた支援を行うという取組を計画に反映させることが必要であることを追記。【県(P83)】</p>



# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
	4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	
	5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	○都道府県指定の介護サービスの事業所が、併せて市町村指定の複合型サービスの指定を受ける場合が見込まれることなども踏まえて、市町村計画との整合性を確保する必要があることについて追記。 【県(P84)】
<b>三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項</b>	<b>三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項</b>	
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	
(一)在宅医療・介護連携の推進	(一)在宅医療・介護連携の推進	○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。 【市(P46)・県(P84)】
(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追加。【市(P48)】
(四)地域ケア会議の推進	(四)地域ケア会議の推進	
	(五)介護予防の推進	
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	(六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。 【市(P49)・県(P86)】



# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
<p>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p>	<p>2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p>	<p>○現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの変化も追記。【市(P50)】</p> <p>○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市(P50)】</p>
<p>(一)関係者の意見の反映</p>	<p>(一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項</p>	
<p>(二)公募及び協議による事業者の指定</p>	<p>(二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項</p>	
<p>(三)都道府県が行う事業者の指定への関与</p>	<p>(三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項</p>	
<p>(四)報酬の独自設定</p>		
<p>3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策</p>		
<p>(一)地域支援事業に要する費用の額</p>		
<p>(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策</p>		
<p>(三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価</p>		
<p>(四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価</p>		

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
<p>4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。 【市(P54)・県(P88)】</p> <p>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について追記。 【市(P55)・県(P88)】</p> <p>●生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載。【市(P54)】</p> <p>●生産性向上の推進に関する都道府県の責務が法令上明確化されることを記載。【県(P89)】</p> <p>○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につながるワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。【市(P54)・県(P89)】</p> <p>○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記。 【市(P55)・県(P89)】</p> <p>○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用的重要性について追記【市(P55)・県(P89)】</p> <p>○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。【市(P56)・県(P90)】</p> <p>○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。 【市(P56)・県(P91)】</p> <p>●標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続にかかる負担が軽減される旨を追記。 【市(P56)・県(P91)】</p> <p>○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載【市(P56)・県(P91)】</p> <p>●介護情報基盤の整備について追記。【市(P56)】</p> <p>○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。 【市(P56)】</p>

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○地域密着型サービスについて、区域外指定の事前同意等による広域利用等に係る検討への都道府県の関与について記載。【 <b>県</b> (P92)】
(一)介護給付等対象サービス		○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載。【 <b>市</b> (P57)・ <b>県</b> (P93)】
(二)総合事業		○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記。【 <b>市</b> (P58)】
(三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について追記。 【 <b>市</b> (P58)】 ・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与 ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進(総合相談支援業務の一部委託、ランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置)  ○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要性について追記。【 <b>市</b> (P59)】
( )高齢者虐待防止対策の推進(新設)		■項目「高齢者虐待防止対策の推進」を新設。 【 <b>市</b> (P60)】 ○養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載。【 <b>市</b> (P60)・ <b>県</b> (P92)】

# 基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
6 認知症施策の推進	5 認知症施策の推進	
(一)普及啓発・本人発信支援	(一)普及啓発・本人発信支援	
(二)予防	(二)予防	
(三)医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援	(三)医療・ケア・介護サービス	○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記。 <b>【市(P62)】</b>
(四)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	(四)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。 <b>【市(P62)・県(P95)】</b>
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	7 介護サービス情報の公表に関する事項	○介護サービス情報公表制度について、財務状況を公表する重要性について追記。 <b>【県(P97)】</b>
	○ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等(新設)	■項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設。 <b>【県(P97)】</b> ○経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県の対応等について追記。 <b>【県(P97)】</b>
9 市町村独自事業に関する事項		
(一)保健福祉事業に関する事項		
(二)市町村特別給付に関する事項		
(三)一般会計に関する事項		
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	■項目削除。 <b>【市(P65)・県(P97)】</b>
11 災害に対する備えの検討	9 災害に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。 <b>【市(P65)・県(P98)】</b>
12 感染症に対する備えの検討	10 感染症に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。 <b>【市(P65)・県(P98)】</b>